

(様式3-2) 調査研究活動記録票(先進地視察又は現地調査に要する経費)

嬉野市議会議員 山口虎太郎

NO1

実施月日	令和5年10月30日		
実施時間	10時～ 12時		
調査先	法務省民事局		
調査所在	東京都千代田区永田町2丁目1-2衆議院第二議員会館会議室		
調査の目的	所有者不明土地等の民法等一部改正法に伴う調査研修		
調査先担当者	法務省民事局民事第二課長 大谷 太氏、補佐官 三枝稔宗氏、本坂淳子氏		
内容・結果等	【調査目的】所有者不明土地等の発生予防と利用の円滑化、相続土地国庫帰属制度について。		
	1民事第二課長大谷氏より民法等一部法改正の説明を受けた。所有者不明土地の発生予防として①相続登記の申請義務化(令和6年4月1日施行)、②住所等の変更登記の申請義務化、(令和8年4月1日施行)、利用の円滑化(令和5年4月1日施行)については財産管理制度の見直し、共有制度の見直し内容が説明された。さらに発生予防策として土地を手放すための制度相続土地国庫帰属制度(令和5年4月1日施行)が説明された。内容は相続等により土地の所有権を取得した者が、法務大臣の承認を受けて、その土地の所有権を国庫に帰属させることができる制度を説明され、制度の利用実施状況が申請件数1026件、帰属件数3件、延べ相談件数16177件と説明があった、帰属へ申請条件が難問だと感じた。		
内容・結果等	【まとめ】所有者不明土地、相続、共有名義の財産等に参加議員全員が現状からの質問が沢山出された、自分は山林共有財産の維持方法や共同墓地等の維持管理について質問した中で手続き、費用負担と、国庫帰属、相続放棄の違いなどが理解できた研修であった。		
	経費の内容	支払先	金額(円)
上記活動に要した経費	旅費		53,900
	交通費		4,200
	合計		58,100

※裏面に領収書、開催通知等を貼付のうえ、実績報告書の支出明細に添付すること。

会議や研修等の資料についても整理保管すること